

○道路使用許可証の再交付

(第 78 条第 5 項)

改正 平成 21 年 2 月 13 日 令和 7 年 4 月 1 日

審査基準

令和 7 年 4 月 1 日作成

法令名	道路交通法
根拠条項	第 78 条第 5 項
処分の概要	道路使用許可証の再交付
原権者(委任先)	警察署長又は交通部高速道路交通警察隊長
法令の定め	道路交通法施行規則第 12 条(道路使用許可証の再交付の申請) 岡山県道路交通法施行細則第 12 条(道路の使用許可) 岡山県警察関係手数料徴収条例第 2 条(手数料の徴収)、第 5 条(手数料の減免)
審査基準	
標準処理期間	3 日
申請先	当該許可を受けた警察署の交通課(交通第一課及び地域交通課を含む。) 又は交通部高速道路交通警察隊
問い合わせ先	申請先となる警察署の交通課(交通第一課及び地域交通課を含む。)又は 交通部高速道路交通警察隊